下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(ロ)　一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一五条関係）

7　狩猟税

(一)　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(二)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(三)　狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条の二関係）

8　事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした。

(一)　適用期限を法人にあっては令和八年三月三一日まで、個人にあっては令和七年分まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(二)　特例の対象に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設を加えることとした。（附則第三三条関係）

9　国民健康保険税

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずることとした。（第七〇三条の四関係）

10　その他

(一)　偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととした。（第一一条の九関係）

(二)　保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から一年（改正前六月）を経過した日までとすることとした。（第一六条の四関係）

(三)　重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとした。（第七一条の一五、第七一条の三六、第七一条の五六、第七二条の四七、第七四条の二四、第九一条、第一四四条の四八、第一七二条、第二七九条、第三二八条の一二、第四六三条の四、第四八四条、第五三七条、第六一〇条、第六八九条、第七〇一条の一三、第七〇一条の六二、第七二二条及び第七三三条の一九関係）

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正関係

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置を講ずることとした。（第四条関係）

三　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

令和七年度から令和九年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。（附則第一四項関係）

四　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準について、譲与額の四分の一の額を延べ重量で、他の四分の一の額を旅客数で、二分の一の額を騒音地区内の世帯数で按分して譲与することとした。（第二条及び第二条の二関係）

五　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正関係

市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準について、譲与額の一〇〇分の五五（改正前一〇分の五）に相当する額を私有林人工林の面積で、一〇〇分の二五（改正前一〇分の三）に相当する額を人口で按分して譲与することとした。（第二八条及び第二九条関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条～第一一条及び第一二条の四関係）

令和六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額九八億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額五、〇〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、九六五億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和六年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円及び令和七年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち二、一二三億五四万三、〇〇〇円を控除した額とすることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の三及び別表関係）

(一)　こども・子育て施策に係る基準財政需要額をより的確に算定するため、測定単位を一八歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、こども・子育て施策に要する経費の財源を措置することとした。

(二)　令和六年度及び令和七年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置することとした。

(三)　児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置することとした。

(四)　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

(五)　森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実することとした。

(六)　会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費の財源を措置することとした。